

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	電力需給 (運用地区)		仕様書番号	
品名又は件名			高良台分基業LPS-R0009	
			承認	令和3年1月18日
			作成	令和3年1月5日
	作成部 隊等名	第8高射隊		
<p>1 総則</p> <p>1.1 件名 : 電力需給 (運用地区)</p> <p>1.2 履行場所 : 航空自衛隊高良台分屯基地 (運用地区) (供給場所) 福岡県久留米市荒木町藤田官有地</p> <p>1.3 履行期間 : 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.1 役務概要 : 本役務は、航空自衛隊高良台分屯基地における令和3年度の電力需給に関する要求である。</p> <p>2.2 業種及び用途 : 国家事務公務 航空自衛隊</p> <p>2.3 一般仕様</p> <p>a) 供給電気方式、供給電圧 (標準電圧)、計量電圧 (標準電圧)、標準周波数、受電設備の総容量、コンデンサー容量、受電方式</p> <p>1) 供給電気方式 交流3相3線式</p> <p>2) 供給電圧 (標準電圧) 6,000V</p> <p>3) 計量電圧 (標準電圧) 6,000V</p> <p>4) 標準周波数 60HZ</p> <p>5) 受電設備の総容量 775KVA</p> <p>6) コンデンサー容量 100KVA×2</p> <p>7) 受電方式 1回線受電</p> <p>b) 契約電力、予想最大需要電力、予想使用電力、予想平均力率</p> <p>1) 契約電力 161KW 供給開始後の契約電力は、その1月最大電力と前11か月の最大電力のいずれか大きい値により決定する。</p> <p>2) 予想最大需要電力 161KW (別紙第1のとおり)</p> <p>3) 予想使用電力量 395,057KWH (別紙第2のとおり)</p> <p>4) 予想平均力率は、毎月100%とする。</p> <p>c) 契約方法及び供給電気の種類等</p> <p>1) 電気の調達に係る契約については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針 (平成31年2月8日閣議決定) にいう裾切り方式によるものとする。</p> <p>2) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率50%とすること。また、供給する電力量に占める再生エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面にて提出することとする。</p>				

- d) 電力量の検針
- 1) 自動検針装置 有り
 - 2) 電力会社の検針方法 伝送端末による自動記録
 - 3) 電力量計構成 電力需給用複合合計器
(通信機能付普通・時間帯別)
九州電機製造株式会社 KM3E9-R形
交流3相3線式 110V 5A 60HZ
計器定数 1000PULSE/KWH
1000PULSE/KVAR S
パスカル定数 5000PULSE/KWH
パスカル記号 KM
- e) 計量器による記録
計量器内での測定値の記録は原則として、毎月1日の午前0時におこなうものとする。
- f) 供給地点
供給場所への電力会社の引込柱より引込んだ運用地区の責任分界柱に第8高射隊が設置する開閉器の電源側接続点。
- g) 計量地点
運用地区の構内に電力会社が設置するVCT(計器用変圧変流器)の電源側接続点。
- h) 保安上の責任分界点
供給地点に同じ
- i) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。(但し、計量地点に電力会社が設置した計量装置は電力会社所有とする。)
- j) その他
- 1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。
 - 2) 非常用自家発電設備(60KW×1台、45KW×2台)計3台を保有している。
 - 3) 力率の変動、その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般電気事業者並びに特定規模電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件等による。

関係者以外不許複製

過去 1 年間の月別最大需要電力

運用地区

2020年度月別実績

月	最大需要電力 (KW)
4月	141
5月	121
6月	140
7月	161
8月	160
9月	138
10月	100
11月	100
12月	140
1月	125
2月	148
3月	145

*ただし12月～3月までの間は2019年度の実績とする。

2021年度の契約電力は、2020年7月の最大需要電力161KWとする。

予想使用電力量 (運用地区) (単位: KWH)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
昼間時間使用量	16,757	14,525	24,425	16,743	18,628	17,271	10,938	10,952	18,180	17,261	16,267	18,498	200,445
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間時間使用量	16,757	14,525	24,425	16,743	18,628	17,271	10,938	10,952	18,180	17,261	16,267	18,498	200,445
	14,535	17,153	16,263	16,561	18,872	17,930	6,814	6,569	16,128	16,636	14,623	15,005	177,089
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ピーク時間使用量	14,535	17,153	16,263	16,561	18,872	17,930	6,814	6,569	16,128	16,636	14,623	15,005	177,089
	0	0	0	5,307	6,672	5,544	0	0	0	0	0	0	17,523
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	5,307	6,672	5,544	0	0	0	0	0	0	17,523
使用量合計	31,292	31,678	40,688	38,611	44,172	40,745	17,752	17,521	34,308	33,897	30,890	33,503	395,057
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	31,292	31,678	40,688	38,611	44,172	40,745	17,752	17,521	34,308	33,897	30,890	33,503	395,057

※ピーク時間使用量 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量を除く。
 定める日の該当する時間を使用する電力量をいう。ただし、以下の(休日等)に
 定める日の該当する時間を使用する電力量を除く。

昼間時間使用量 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量をいう。ただし、ピーク時間および以下の(休日等)に定める日の該当する時間を使用する電力量を除く。

夜間時間使用量 ピーク時間及び昼間時間以外の時間で使用する電力量をいう。

休日等 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月1日、1月3日、4月30日、5月1日、12月30日、12月31日及び日曜日

(季節区分 夏季: 毎年7月1日から9月30日までの期間)